

矢吹町国民保護計画

避難実施要領パターン

令和6年9月

矢吹町国民保護協議会

<目次>

○法的根拠.....	1
1 避難実施要領について.....	1
2 避難実施要領のパターン作成について	1
3 避難実施要領のパターンの分類.....	2
4 矢吹町の避難実施要領パターン.....	4
5 避難実施要領の様式.....	4
【屋内避難における避難実施要領の様式】	5
【町域内避難及び町域外避難における避難実施要領の様式】	6
6 事態に応じた避難実施要領のパターン	10
分類(1) 屋内避難を行うと考えられる類型	10
【パターン】 弾道ミサイル攻撃からの避難（発射前）	12
【パターン】 弾道ミサイルからの避難（着弾後）	14
分類(2) 屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により 屋内避難と域内・域外避難が混在すると考えられる類型.....	19
【パターン】 ゲリラや特殊部隊による攻撃	20

○法的根拠

町長は、武力攻撃事態等により知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、町の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

(矢吹町国民保護計画 第3編・第4章・第2・4・(1)・ア「避難実施要領の策定等」(抜粋))

市(町村)は、関係機関(教育委員会など当該市(町村)の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。(以下略)

市(町村)は、当該市(町村)の住民に対し、避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。(以下略)

(「国民の保護に関する基本指針」の記載(抜粋))

1 避難実施要領について

町長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市(町村)の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

2 避難実施要領のパターン作成について

町において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされている。避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う都道府県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、町が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要で

ある。

この避難実施要領パターンは、「矢吹町の国民の保護に関する計画」第2編第2章2「避難実施要領のパターンの作成」において、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数の避難実施要領のパターンを作成し、周知することとされていることに基づき、作成するものである。

3 避難実施要領のパターンの分類

基本指針において、武力攻撃事態及び緊急対処事態としてそれぞれ4種類の計8類型が示されている。

武力攻撃事態	緊急対処事態
① 着上陸侵攻	⑤ 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	⑥ 集客施設等への攻撃
③ 弾道ミサイル攻撃	⑦ 化学剤・生物剤による攻撃
④ 航空機による攻撃	⑧ 交通機関（航空機）による自爆テロ

8類型それぞれの避難誘導方法については、「国民保護における避難施設の機能に関する検討会報告書（平成20年7月消防庁国民保護室）」において、以下の内容が言及されている。

- ・ ③弾道ミサイル攻撃と④航空機による攻撃が類似の事態と考えられ、緊急対処事態が②ゲリラや特殊部隊による攻撃における対処と類似すると考えられること
- ・ ②ゲリラや特殊部隊による攻撃、③弾道ミサイル攻撃事案への対応については、まずは近傍の屋内施設へ避難が推奨されること【分類(1)、(2)】
- ・ 屋内避難を行う事態の中でも、②ゲリラや特殊部隊による攻撃については、市町村の域内の避難・市町村の域外への避難を屋内避難の後に行うものとされていること【分類(2)】

緊急対処事態の1類型である⑧交通機関（航空機）による自爆テロについては、手段は異なるものの、施設の破壊に伴う爆発・火災等による被害が想定され得ること、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が生じることの2点において、③弾道ミサイル攻撃や④航空機による攻撃と類似していると考えられる。【分類(1)】

このほか、①着上陸侵攻については、着上陸の可能性がある部隊等による被害を避けるため、その面積等に応じて、市町村の域内の避難・市町村の域外への避難が考えられる。【分類(3)】

避難実施要領

本要領パターンを作成するにあたり、住民の避難誘導の観点から分類軸を以下の通りとする。

分類軸	8 類型	備考
分類(1) 屋内避難を行うと考えられる類型（近傍の堅ろうな建築物等に一定時間留まると考えられる事態）	弾道ミサイル攻撃	弾道ミサイル発射時においては、着弾時における爆風からの被害等を回避するため、近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となる。
	航空機による攻撃	弾道ミサイル攻撃と同様、近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となる。
	交通機関（航空機）による自爆テロ	緊急対処事態に含まれるが、攻撃の態様から航空機による攻撃と類似であることから、近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となると考えられる。
分類(2) 屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により、屋内避難と、域内・域外避難が混在すると考えられる類型	ゲリラや特殊部隊による攻撃	安全確保のため攻撃当初は一時的な屋内避難が基本となると考えられるが、事態の状況により、域内・域外避難の実施も考えられる。
	原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃	緊急対処事態のうちこれら3類型については、ゲリラや特殊部隊による攻撃における対処と類似の事態が想定される。
	集客施設等への攻撃 化学剤・生物剤による攻撃	したがって、攻撃当初は一時的な屋内避難が基本となると考えられるが、事態の状況により、域内・域外避難の実施も考えられる。
分類(3) 域内・域外避難を行うと考えられる類型	着上陸侵攻	海岸沿い等からの大規模な攻撃を回避するため、まずは攻撃対象と考えられる範囲からの避難が優先されると考えられる。

4 矢吹町の避難実施要領パターン

矢吹町では、武力攻撃事態及び緊急対処事態ごとに、事態の特性を踏まえ、避難実施要領のパターンの作成の有無を次のとおりとする。

武力攻撃事態	作成	作成しない理由
① 着上陸侵攻	×	避難は広域となる場合があり、国全体の調整が必要となる。
② ゲリラや特殊部隊による攻撃	○	
③ 弾道ミサイル攻撃	○	
④ 航空機攻撃	×	①に類似する。

緊急対処事態（大規模テロ等）	作成	作成しない理由
⑤ 原子力施設・コンビナート施設・危険物質を有する施設への攻撃	×	大規模テロの標的となる施設が町内に存在しない。
⑥ 集客施設への攻撃	×	大規模な集客施設等が町内に存在しない。
⑦ 化学剤・生物剤による攻撃	×	⑥に類似する。
⑧ 交通機関（航空機）による自爆テロ	×	③に類似する。

5 避難実施要領の様式

避難実施要領に定められた様式はなく、事態に応じ必要事項を記載すれば良い。あらかじめ必要と思われる項目を用意しておき、事態によって不明又は不必要な部分は空欄として残し、不足部分については追加する柔軟な手法が有効である。よって、最小限の項目に限った避難実施要領パターンの様式も示しておく。

避難実施要領

【屋内避難における避難実施要領の様式】

避難実施要領	
矢吹町長	
年 月 日 時 分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 時 分
発生場所	
実行の主体	
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	
気象の状況	天候： 気温： °C 風向： 風速： m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	
避難先と避難誘導の方針	
避難開始日時	
避難完了予定日時	
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	
連絡調整先	
3 事態の特性で留意すべき事項	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
屋内にいる場合	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
6 緊急時の連絡手段	
矢吹町	TEL：
国民保護／緊急対処事態対策本部	FAX：

避難実施要領

【町域内避難及び町域外避難における避難実施要領の様式】

避難実施要領（弾道ミサイル着弾後）				
				矢吹町長
				○年○月○○日○時○○分現在
屋内避難 及び 町域内避難				
1 県からの避難の指示の内容				
2 事態の状況、関係機関の措置				
2-1 事態の状況				
発生時期	年 月 日 時 分			
発生場所				
実行の主体				
事案の概要と被害状況				
今後の予測・影響と措置				
気象の状況	天候：	気温：	℃	風向：
				風速：
				m/s
2-2 避難住民の誘導の概要				
要避難地域				
避難先と避難誘導の方針				
避難開始日時				
避難完了予定日時				
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要				
連絡調整先				
3 事態の特性で留意すべき事項				
事態の特性（除染の必要性）				
地域の特性				
時期による特性				
4 避難者数				
地区名				合計
避難者数				
うち要配慮者				
うち外国人等				
地区名				合計
避難者数				
うち要配慮者				
うち外国人等				

避難実施要領

避難住民数は住基人口・要支援者名簿による。					
5 避難施設					
避難施設名					
避難先地域					
所在地					
収容可能人数					
連絡先					
連絡担当者					
その他の留意事項					
6 避難手段					
輸送手段	鉄道 バス 徒歩 その他 ()				
輸送手段詳細	種類 (車種等)				
	台数				
	輸送可能人数				
	連絡先				
配分の考え方					
その他輸送手段	要配慮者				
	その他 (けが人等)				
7 避難経路					
交通規制	実施者				
	人数				
	規制場所				
警備体制	実施者				
	人数				
	規制場所				
8 避難誘導方法					
8-1 避難方法					
地区					
避難施設への避難方法	誘導の実施単位				
	輸送手段				
	避難経路				
	避難先				
	避難開始日時				
	避難完了予定日時				
その他 (誘導責任者等)					

避難実施要領

避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位		
	支援事項		
	輸送手段		
	避難経路		
	避難先		
	避難開始日時		
	避難完了予定日時		
8-2 職員の配置方法			
配置場所			
人数			
現地調整所			
8-3 残留者の確認方法			
確認者			
時期			
場所			
方法			
措置			
終了予定日時			
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法			
食事時期			
食事場所			
提供する食事			
実施担当部署			
8-5 追加情報の伝達方法			
9 避難時の留意事項（主に住民）			
9-1 自宅から避難する場合の留意事項			
基本事項			
事態の特性			
時期の特性			
9-2 避難場所での対応			
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）			

避難実施要領

1 1 情報伝達	
避難実施要領の住民の伝達方法	
避難実施要領の伝達先	
職員間の連絡手段	
1 2 緊急時の連絡手段	
矢吹町 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL： FAX：

6 事態に応じた避難実施要領のパターン

「住民の避難誘導の観点からの分類軸」の考え方から、分類(1)として「弾道ミサイル攻撃」、分類(2)として「ゲリラや特殊部隊による攻撃」についてのパターン例を示す。

なお、類似する事態については2例を参照することとする。

分類(1) 屋内避難を行うと考えられる類型

【弾道ミサイル攻撃の場合】

基本指針の記載では…

弾道ミサイル攻撃の特徴

- ・発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
- ・通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

留意点

- ・弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
- ・屋内避難を行わせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。

さらに、弾道ミサイル攻撃は、着弾前と着弾後では状況が異なるため、想定される避難行動にも差異が生じる。

なお、着弾後の避難形態については、屋内避難と、域内・域外避難が混在すると考えられるが、弾道ミサイル攻撃については、着弾時における爆風からの被害等を回避するため近傍の堅ろうな建築物等への避難が中心となると考えられるため、便宜的に分類(1)に含めているものである。

図 弾道ミサイル落下時の行動について（内閣官房国民保護ポータルサイトより引用）

弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

①速やかな避難行動
②正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。

Jアラート（例）直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら
落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合** 近くの建物の中か地下に避難。
（注）できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。
- 建物がない場合** 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合** 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

●屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
●屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

近くにミサイル落下！

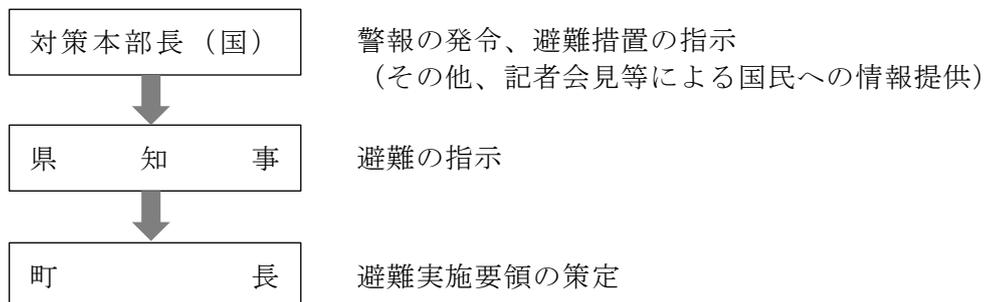
国民保護ポータルサイト
武力攻撃やテロなどから身を守るために
事前に確認しておきましょう。
http://www.kokuminhogo.go.jp/gaiyou/shiryu/hogo_manual.html

首相官邸 ホームページ www.kantei.go.jp/
Twitterアカウント 首相官邸災害・危機管理情報 @Kantei_Saigai

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に各人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置のながれ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

避難実施要領

【弾道ミサイル攻撃からの避難（発射前）】

本事例は弾道ミサイル発射前の段階において、発射された際に迅速に対応することができるよう、屋内避難の実施等について定めたパターンである。

避難実施要領	
矢吹町長 ○年○月○日○時○分現在	
屋内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
対策本部長は、国民保護法に基づき、弾道ミサイルの発射が差し迫っていると警報を発令し、避難措置の指示を行った。要避難地域内の住民は建物に避難するとともに、安全が確保されるまでの間、そのまま屋内避難を継続すること。それぞれ、ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気から出来るだけ遮断されるようにし、防災無線、テレビ、ラジオ等からの情報収集に努める。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	○年○月○日○時○分
発生場所	—
実行の主体	○国
事案の概要と被害状況	弾道ミサイルの発射準備が認められる。
今後の予測・影響と措置	実際に弾道ミサイルが発射されたときに迅速に対応できるよう、町民に対して警報の発令に関する情報に注意を促すとともに、町民のとるべき行動について周知する。
気象の状況	天候：晴 気温：20℃ 風向：北西 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	町全域
避難先と避難誘導の方針	知事の避難指示を踏まえた対処を基本とし、弾道ミサイル発射前には、それぞれ町民のいる場所の直近の堅ろうな建物、建物の地階等の屋内への避難、屋内の窓から離れた部屋に移動する。
避難開始日時	○年○月○日○時○分
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	事前に備え、関係機関との連絡調整を図る。
連絡調整先	白河警察署：23-0110 矢吹消防署：42-3762
3 事態の特性で留意すべき事項	
① 自力での歩行困難者や日本語の理解不十分な外国人等については、付近にある者が避難に関して援助を行うとともに、必要に応じ要配慮者支援の例によって避難させる。	
② 担当職員等は、屋内にいる者が堅ろうな建築物等に速やかに避難が行えるよう配慮する。	
③ 町民以外の滞在者についても、屋内への避難誘導について観光施設等に対して協力を依頼す	

避難実施要領

る。	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
<ul style="list-style-type: none"> ① 非常持出品を準備するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。 ② 屋内の環境は空調及び換気扇を停止し、必要に応じテープで目張りをするなど外気を遮断する。 ③ 避難する場合には施錠等行う。 ④ 出火防止対策を行う。 ⑤ 危険動物の逸走対策を行う。 	
屋外にいる場合	
<ul style="list-style-type: none"> ① 徒歩を基本とし、避難のために屋外にいる時間を最小限にとどめる。 ② 車両内にある者は、可能な限り車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合は、道路左端に鍵を付けたまま駐車するなど、緊急車両の通行の妨げにならないようにする。 ③ 原則、直近の建物等への避難とするが、屋内避難が困難な場合、遮蔽物の物陰に留まるか、地面に伏せ頭部を守る行動をとる。 ④ 周辺で着弾音等不審な音を聞知した時は、当該現場から離れるとともに、町、消防署、警察等に連絡する。 	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>担当職員等は、町民に対し、防災無線、防災やぶき広報メール等による伝達や消防団、自主防災組織等を通じた伝達など、あらゆる方法により、警報及び堅ろうな建築物等の屋内への避難が必要である旨を周知する。</p> <p>なお、実際に弾道ミサイルが発射され、本町の区域が着弾予想地点に含まれる場合は、Jアラートシステムにより、最大音量でのサイレン吹鳴が実行される。</p>
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧による
6 緊急時の連絡手段	
矢吹町 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL：0 2 4 8 - 4 2 - 2 1 1 1

避難実施要領

【弾道ミサイルからの避難（着弾後）】

本事例は弾道ミサイル着弾後についてNBC弾道である可能性も想定したパターンであり、着弾地点付近の住民の数、避難先、避難経路等について記載する。

避難実施要領（弾道ミサイル着弾後）	
矢吹町長 ○年○月○日○時○分現在	
屋内避難 及び 町域内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
対策本部長は、○日○時○分頃に矢吹I.C. 付近（矢吹町赤沢地内）において発生した爆発について、○国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、爆心地周辺の赤沢工業団地及び西部地区を要避難地区として、避難措置の指示を行った。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	○年○月○日○時○分
発生場所	矢吹I.C. 付近（矢吹町赤沢地内）
実行の主体	○国
事案の概要と被害状況	矢吹町地域内に弾道ミサイル落下。NBCの可能性あり。人的・物的被害について現在調査中。
今後の予測・影響と措置	弾道の種類により人員除染、地域除染実施。
気象の状況	天候：晴 気温20℃ 風向：北西 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	矢吹町 赤沢地区、○○地区
避難先と避難誘導の方針	爆心地に近い要避難地域の矢吹町赤沢地区の住民約○人に対して、直ちに周辺地域から離れ本日○時を目途に、避難施設A・B・Cへ一時避難をさせる。
避難開始日時	○年○月○日○時○分
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	<p>町対策本部は、現場における事態状況の変化に迅速に対応できるよう警察、消防、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現場調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整にあたる。</p> <p>消防：消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施 県内消防、緊急消防援助隊へ災害派遣要請</p> <p>警察：交通規制、検知、除染準備 自衛隊へ災害派遣要請を行い、NBC災害への対応能力を有する専門医やDMAT等の医療救護活動について県と調整を行う。</p> <p>避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行い、受け入れ先となる医療機関について、災害医療機関ネット</p>

避難実施要領

	ワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れ調整を行う。				
連絡調整先	<p>本実施要領は、町対策本部から各課等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>県対策本部：町職員○名派遣 現地調整所：町職員○名派遣</p> <p>※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣</p> <p>その他関係機関</p> <p>白河警察署：23-0110 矢吹消防署：42-3762</p>				
3 事態の特性で留意すべき事項					
事態の特性（除染の必要性）					
弾頭の種類によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内避難が数日にわたる可能性あり。要避難地域の住民の状況把握が困難。					
地域の特性					
工業団地、高速道路					
時期による特性					
梅雨時期					
4 避難者数					
地区名	A区	B区	C区	合計	
避難者数	○人	○人	○人	○人	
うち要配慮者	○人	○人	○人	○人	
うち外国人等	○人	○人	○人	○人	
地区名	D	E	F	合計	
避難者数	○人	○人	○人	○人	
うち要配慮者	○人	○人	○人	○人	
うち外国人等	○人	○人	○人	○人	
避難住民数は住基人口・要支援者名簿による。					
5 避難施設					
避難施設名	避難施設A	避難施設B	避難施設C	避難施設D	避難施設E
避難先地域	市街地地区	市街地地区	西部地区	市街地地区	市街地地区
所在地					
収容可能人数	○人	○人	○人	○人	○人
連絡先					
連絡担当者	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏
その他の留意事項					
6 避難手段					
① 移動は原則徒歩とする。					
② 職員等は、自治会、自主防災組織、企業と連携する。					
③ 町内ごとの避難場所は、各世帯、事業所等の単位で移動する。					
④ 自力での避難困難者、外国人等が適切に避難できるよう必要に応じ、避難行動要支援者名簿					

避難実施要領

の例により避難させる。			
⑤ 滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。			
輸送手段	鉄道 バス 徒歩 その他（ 要配慮者用の車両 ）		
輸送手段詳細	種類（車種等）		
	台数		
	輸送可能人数		
	連絡先		
配分の考え方			
その他輸送手段	要配慮者	要配慮者等に対しては、避難施設まで町公用車で搬送。	
	その他（けが人等）	町内病院等と調整し、救急車等による搬送。	
7 避難経路			
主要避難経路は、国道4号、県道棚倉矢吹号線、とする。			
交通規制	実施者	白河警察	
	人数	〇〇人程度	
	規制場所	主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者	白河警察	
	人数	〇〇人程度	
	規制場所	交通規制を行った付近での警備	
8 避難誘導方法			
8-1 避難方法			
	地区	赤沢地区	〇地区
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	A区、B区、C区	D区、E区、F区
	輸送手段	徒歩	徒歩
	避難経路	国道4号、県道〇号を使用する。	国道4号、県道〇号を使用する。
	避難先	避難施設A、B、C	避難施設D、E
	避難開始日時	—	—
	避難完了予定日時	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
	その他（誘導責任者等）	—	—
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別対応	身体状況に応じ個別対応
	輸送手段	公用車及び介護事業者の協力	公用車及び介護事業者の協力
	避難経路	国道4号ほか	国道4号ほか
	避難先	避難施設A、B、C 福祉避難所、医療機関	避難施設D、E 福祉避難所、医療機関

避難実施要領

	避難開始日時	○年○月○日○時○分	○年○月○日○時○分
	避難完了予定日時	○年○月○日○時○分	○年○月○日○時○分
8-2 職員の配置方法			
<p>① 町対策本部により避難住民の誘導の指示。</p> <p>② 派遣する職員は別に定める。</p> <p>③ 避難誘導員の配置は、次に示すとおり、避難経路の要素に職員を配置するとともに、連絡所を設置するなど円滑な避難誘導を実施する。連絡所には必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p> <p>避難所誘導員は、現地調整所との連絡の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、町対策本部と連絡を取る。</p>			
配置場所	避難場所、国道○号線、○○号線、県道△の主要な交差点		
人数	避難場所は各5名 主要な交差点は各1名		
現地調整所	連絡要員2名		
8-3 残留者の確認方法			
確認者	町職員、消防職員、消防団員（各地区○名：誘導に当たらない職員等から割り当て）		
時期	○年○月○日○時○分開始		
場所	○地区（D区、E区、F区） 赤沢地区（B区、C区）		
方法	広報車及び防災行政無線での呼びかけ、戸別訪問		
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。		
終了予定日時	○年○月○日○時○分		
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法			
食事時期	（徒歩避難時は提供せず、避難施設にて提供）		
食事場所			
提供する食事			
実施担当部署			
8-5 追加情報の伝達方法			
避難誘導員による連絡、防災無線、広報車等			
9 避難時の留意事項（主に住民）			
9-1 自宅から避難する場合の留意事項			
基本事項			
<p>① 避難時は、金銭・貴重品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</p> <p>② 出火防止対策を行い、施錠等をする。</p> <p>③ 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難をする。</p>			
事態の特性			
① 避難の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等の着用、マスクやハンカチ等で口や鼻にあてさせる。			

避難実施要領

② 車両内に在るものは可能な限り、車両を道路外の場所に駐車し、やむを得ず道路上に駐車する場合、道路の左端に沿って鍵を付けたまま駐車するなど、緊急車両の通行を妨げないようにする。	
時期の特性	
降雨対策として、着替えや傘等の準備	
9-2 避難場所での対応	
① 避難場所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、町内会長等のもとに集合。	
② 汚染の恐れのある者には、自ら申告させるよう努める。この場合、申告者には、汚染の有無について検査し、体調の変化に注意するよう呼びかけ、悪化した時は、専門医やDMAT等の協力を得て病院等へ移送する。	
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）	
① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。	
② 特殊標章等を携帯する。	
③ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求める。	
④ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図り、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。	
⑤ 避難誘導の際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力控えるため、手袋、帽子、ゴーグル、雨合羽等の着用、マスクやハンカチ等で口や鼻にあてさせる。	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民の伝達方法	<p>① 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合、爆心地に特に近接する地域の伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>② 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る町内会長、自主防災組織のリーダー等に情報を伝達し、住民への周知を図る。</p> <p>③ 担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>④ 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供を行う。</p> <p>⑤ 非常用持出品を準備し、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。</p>
避難実施要領の伝達先	伝達先一覧表による
職員間の連絡手段	別紙電話番号一覧による
12 緊急時の連絡手段	
矢吹町 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL: 0 2 4 8 - 4 2 - 2 1 1 1

分類(2) 屋内避難が基本と考えられるが、事態の状況により屋内避難と域内・域外避難が混在すると考えられる類型

【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】

基本指針の記載では・・・

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の特徴

- ・警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生じることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋梁、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- ・少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、ダーティボムが使用される場合がある。

留意点

- ・ゲリラや特殊部隊の危害が住民におよぶおそれがある地域においては、市町村と都道府県、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、都道府県知事の緊急通報の発令、市町村長又は都道府県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

一般的には、比較的狭い範囲において、突発的な被害に伴い、必要となる緊急的な対応をパターンに記載する形となるが、想定する事案によっては、範囲が広域化する、予測・察知が可能となることも考えられる。なお、ゲリラや特殊部隊が集客施設等に立てこもる、化学剤・生物剤等を使用するといった事案が発生することも考えられる。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施する。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における警察、消防、自衛隊等からの情報や助言等を踏まえて、最終的に住民を要避難地域外に避難させる。

避難実施要領

【ゲリラや特殊部隊による攻撃】

本事例はゲリラや特殊部隊による攻撃として、武装工作員により東北自動車道隈戸川橋梁を破壊した可能性を想定したパターンであり、避難先、避難経路等について記載する。

避難実施要領（ゲリラや特殊部隊による攻撃）	
矢吹町長 ○年○月○日○時○分現在	
屋内避難 及び 町域内避難	
1 県からの避難の指示の内容	
対策本部長より、○日○時○分頃に東北自動車道隈戸川橋梁（矢吹町堰の上地内）において爆破の可能性がある報を受ける。	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	○年○月○日○時○分
発生場所	東北自動車道隈戸川橋梁（矢吹町堰の上地内）
実行の主体	武装工作員
事案の概要と被害状況	拘束された武装工作員の供述により、破壊目標が判明。被害報告なし。現在調査中。
今後の予測・影響と措置	対応に時間を要することが予想されることから、数日間は避難施設に留まることを考慮することが必要。
気象の状況	天候：晴 気温 20℃ 風向：北西 風速：2m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	矢吹町 堰の上地区、川原地区
避難先と避難誘導の方針	破壊目標に近い矢吹町堰の上地区、川原地区の住民約○人に対して、直ちに周辺地域から離れ本日○時を目途に、避難施設A・B・Cへ一時避難をさせる。
避難開始日時	○年○月○日○時○分
避難完了予定日時	—
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察：交通規制、避難車両の誘導、住民避難後の社会秩序の維持（犯罪予防、取り締まり、相談体制） 自衛隊：周辺地域の警戒
連絡調整先	本実施要領は、町対策本部から各課等、県、消防機関、県警察、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。 県対策本部：町職員○名派遣 現地調整所：町職員○名派遣 ※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣 その他関係機関 白河警察署：23-0110

避難実施要領

矢吹消防署：42-3762					
3 事態の特性で留意すべき事項					
事態の特性（除染の必要性）					
破壊工作した武装工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから、要避難地域内の避難誘導にあたっては、警察及び自衛隊と連携し安全を確保しながら実施すること。					
地域の特性					
地域の結びつきは温度差があり、自治会単位での行動はあまり期待できない。					
時期による特性					
日中気温が上がることから、脱水症状、熱中症に注意					
4 避難者数					
地区名	A区	B区	C区	合計	
避難者数	○人	○人	○人	○人	
うち要配慮者	○人	○人	○人	○人	
うち外国人等	○人	○人	○人	○人	
地区名	D	E	F	合計	
避難者数	○人	○人	○人	○人	
うち要配慮者	○人	○人	○人	○人	
うち外国人等	○人	○人	○人	○人	
避難住民数は住基人口・要支援者名簿による。					
5 避難施設					
避難施設名	避難施設A	避難施設B	避難施設C	避難施設D	避難施設E
避難先地域	市街地地区	市街地地区	市街地地区	市街地地区	市街地地区
所在地					
収容可能人数	○人	○人	○人	○人	○人
連絡先					
連絡担当者	A氏	B氏	C氏	D氏	E氏
その他の留意事項	武装工作員が潜伏・攻撃するおそれがあることから、集合に際しては周辺の状況に十分注意すること。				
6 避難手段					
① 移動は集合後バスによる。					
② 職員等は、自治会、自主防災組織、企業と連携する。					
③ 町内ごとの避難場所は、各世帯、事業所等の単位で移動する。					
④ 自力での避難困難者、外国人等が適切に避難できるよう必要に応じ、避難行動要支援者名簿の例により避難させる。					
⑤ 滞在者についても、避難誘導について、事業所・店舗等に対して協力を依頼する。					
輸送手段	鉄道 <input checked="" type="checkbox"/> バス <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他（要配慮者用の車両）				
輸送手段詳細	種類（車種等）	中型バス（25人）			
	台数	〇〇台			
	輸送可能人数	〇〇人			

避難実施要領

	連絡先	〇〇交通（株） 00-0000 中型バス〇台	
配分の考え方	堰の上地区	川原地区	
	中型バス〇台	中型バス〇台	
	集合場所：〇〇	集合場所：〇〇	
その他輸送手段	要配慮者	要配慮者等に対しては、避難施設まで町公用車で搬送。	
	その他（けが人等）	町内病院等と調整し、救急車等による搬送。	
7 避難経路			
主要避難経路は、県道矢吹天栄線、とする。			
交通規制	実施者	白河警察	
	人数	〇〇人程度	
	規制場所	主要な避難経路のうち、別紙に示す区間で交通規制を行う。	
警備体制	実施者	白河警察	
	人数	〇〇人程度	
	規制場所	バス車列の前後の警備を警察又は自衛隊が実施する。	
8 避難誘導方法			
8-1 避難方法			
	地区	堰の上地区	川原地区
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	A区、B区、C区	D区、E区、F区
	輸送手段	バス	バス
	避難経路	県道矢吹天栄線を使用する。	県道矢吹天栄線を使用する。
	避難先	避難施設A、B、C	避難施設D、E
	避難開始日時	—	—
	避難完了予定日時	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
	その他（誘導責任者等）	—	—
避難行動要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	個別に対応	個別に対応
	支援事項	身体状況に応じ個別対応	身体状況に応じ個別対応
	輸送手段	公用車及び介護事業者の協力	公用車及び介護事業者の協力
	避難経路	県道矢吹天栄線ほか	県道矢吹天栄線ほか
	避難先	避難施設A、B、C 福祉避難所、医療機関	避難施設D、E 福祉避難所、医療機関
	避難開始日時	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
	避難完了予定日時	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
8-2 職員の配置方法			
① 町対策本部により避難住民の誘導の指示。			
② 派遣する職員は別に定める。			

避難実施要領

<p>③ 避難誘導員の配置は、次に示しとおり、避難経路の要素に職員を配置するとともに、連絡所を設置するなど円滑な避難誘導を実施する。連絡所には必要に応じ救護所を設け、負傷者や体調不良者等への対応を行う。</p> <p>避難所誘導員は、現地調整所との連絡の開始時及び終了時等に必要な連絡を行い、現地調整所は、町対策本部と連絡を取る。</p>	
配置場所	避難場所、県道矢吹天栄線の主要な交差点
人数	避難場所は各5名 主要な交差点は各1名
現地調整所	連絡要員2名
8-3 残留者の確認方法	
確認者	町職員、消防職員、消防団員（各地区〇名：誘導に当たらない職員等から割り当て）
時期	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分開始
場所	〇地区（D区、E区、F区） 赤沢地区（B区、C区）
方法	広報車及び防災行政無線での呼びかけ、戸別訪問
措置	残留者に対し避難するよう説得するとともに、残留の状況について把握しておく。
終了予定日時	〇年〇月〇〇日〇時〇〇分
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	夕食時より提供
食事場所	避難施設
提供する食事	当初は町備蓄食料、事後現地調達による弁当。状況により、県、隣接自治体、自衛隊に支給を要請
実施担当部署	対策本部
8-5 追加情報の伝達方法	
避難誘導員による連絡、防災無線、広報車等	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
9-1 自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
<p>① 避難時は、金銭・貴重品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行するものとする。</p> <p>② 出火防止対策を行い、施錠等をする。</p> <p>③ 隣近所に声を掛け合い相互に助け合って避難をする。</p>	
事態の特性	
潜伏している武装工作員による発砲のおそれがあり、細心の注意が必要。	
時期の特性	
降雨対策として、着替えや傘等の準備、熱中症対策	
9-2 避難場所での対応	
避難場所に到着した場合は、自主防災組織のリーダー、町内会長等のもとに集合。	
10 誘導に際しての留意事項（職員の心得・安全確保・服装等）	
① 避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つ。	

避難実施要領

<p>② 特殊標章等を携帯する。</p> <p>③ 災害用被服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求める。</p> <p>④ 避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図り、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。</p>	
1 1 情報伝達	
避難実施要領 の住民の伝達 方法	<p>① 担当職員等は、広報車による伝達等あらゆる手段を活用し、要避難地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。この場合、爆心地に特に近接する地域の伝達については、防護服を装備した者が伝達する。</p> <p>② 担当職員等は、避難実施要領について、要避難地域内に在る町内会長、自主防災組織のリーダー等に情報を伝達し、住民への周知を図る。</p> <p>③ 担当職員等は、民生委員、児童委員、障害者団体、自主防災組織等と連携し、要配慮者への伝達を行う。</p> <p>④ 担当職員等は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容について情報提供を行う。</p> <p>⑤ 非常用持出品を準備し、テレビ、ラジオ等を活用し、情報の収集に努める。</p>
避難実施要領 の伝達先	伝達先一覧表による
職員間の連絡 手段	別紙電話番号一覧による
1 2 緊急時の連絡手段	
矢吹町 国民保護／緊急対処事態対策本部	TEL: 0 2 4 8 - 4 2 - 2 1 1 1